

平成27年第1回にかほ市議会定例会会議録（第6号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 正 明	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 春 男
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	伊 東 秀 一	班 長 兼 副 主 幹	加 藤 潤
主 事	須 田 拓 也		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 均
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長	齋 藤 洋
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 正	商 工 観 光 部 長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春
教 育 次 長	齋 藤 榮 八	ガ ス 水 道 局 長	高 橋 元
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 課 長	齋 藤 義 行
財 政 課 長	佐 藤 正 之	象 潟 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	加 藤 文 芳
仁 賀 保 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	相 庭 信 幸	金 浦 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	齋 藤 良 子
会 計 課 長	加 藤 信 子	フ ェ ラ イ ト 子 ども 科 学 館 長	佐々木 正 憲
管 理 課 長	佐 藤 次 博	消 防 次 長	須 藤 忠 男
消 防 本 部 総 務 課 長	藤 谷 博 之		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第6号

平成27年3月20日（金曜日）午前10時開議

- 第1 議案第43号 公の施設の利用に関する協議について
- 第2 議案第3号 にかほ市の設置に伴い失効することとなる仁賀保町顕彰条例の経過措置を定める条例を廃止する条例制定について
- 第3 議案第4号 にかほ市行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第5号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第6号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第7号 にかほ市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第8号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第9号 にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第10号 にかほ市教育長の勤務時間等に関する条例制定について
- 第10 議案第11号 にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第12号 にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第13号 にかほ市保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について
- 第13 議案第14号 にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第15号 にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第16号 にかほ市ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第17号 にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第18号 市道路線の廃止について
- 第18 議案第19号 市道路線の廃止について
- 第19 議案第20号 市道路線の認定について
- 第20 議案第21号 市道路線の変更について
- 第21 議案第22号 市道路線の変更について
- 第22 議案第23号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第23 議案第24号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第24 議案第25号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第25 議案第26号 平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について

- 第26 議案第27号 平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
- 第27 議案第28号 平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）について
- 第28 議案第29号 平成26年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第29 議案第30号 平成26年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 第30 議案第31号 平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第31 議案第32号 平成26年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第32 議案第33号 平成26年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）について
- 第33 議案第34号 平成27年度にかほ市一般会計予算について
- 第34 議案第35号 平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第35 議案第36号 平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第36 議案第37号 平成27年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第37 議案第38号 平成27年度にかほ市簡易水道特別会計予算について
- 第38 議案第39号 平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第39 議案第40号 平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第40 議案第41号 平成27年度にかほ市ガス事業会計予算について
- 第41 議案第42号 平成27年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第42 請願第1号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願（継続審査）
- 第43 陳情第1号 「集団的自衛権行使を容認した閣議決定に反対し、撤回を求める意見書」の採択等を求める陳情書
- 第44 陳情第2号 介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をめざす陳情
- 第45 陳情第3号 労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める陳情
- 第46 陳情第4号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情
- 第47 陳情第5号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情書
- 第48 陳情第6号 沖縄県名護市辺野古新基地建設の中止を求める陳情書
- 第49 陳情第8号 米価対策の意見書を求める陳情
- 第50 陳情第9号 TPP交渉に関する陳情
- 第51 継続審査について
陳情第7号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情
- 第52 議提第1号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定（閣議解釈）にもとづく改憲並びに法整備等を行わないことを求める意見書
- 第53 議提第2号 介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善を求める意見書

- 第54 議提第3号 労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書
- 第55 議提第4号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書
- 第56 議提第5号 米価対策を求める意見書
- 第57 議提第6号 T P P交渉に関する意見書
- 第58 議提第7号 にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第59 議提第8号 にかほ市議会議員政治倫理条例制定について
- 第60 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日、議案第43号が追加されておりますので、本日の日程事項に加えております。

この議案第43号について、本日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。6番伊藤知議会運営委員長。

【議会運営委員長（6番伊藤知君）登壇】

●議会運営委員長（伊藤知君） おはようございます。まず最初に、私事ですが、術後の経過が思わしくなくてマスクをかけたまま発言することを、お許し願いたいと思います。聞き苦しいところがありましたら御指摘願えたら、ありがたいと思います。

本日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、追加議案の議案第43号公の施設の利用に関する協議についてを審査いたしました。このものに関しては、即座に結審する必要があるということで、議会運営委員会では、各常任委員会に委員会付託をせずに本会議で質疑、討論を行うことといたしております。

順番としては、提案説明の後、補足説明、皆様からの質疑を受けた後に、後ほど討論、採決を行いたいということで、本日の日程に組み込みたいと思いますので、御理解のほどよろしく願います。

●議長（菊地衛君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

日程第1、議案第43号公の施設の利用に関する協議についてを議題とします。

議案第43号の付託についてお諮りします。議案第43号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議において決したいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

本議案の朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。それでは、本定例会に追加提案させていただいております議案の要旨について、御説明を申し上げます。

議案第43号公の施設の利用に関する協議についてでございます。

にかほ市が保育を実施する児童に岐阜県山県市立保育所を使用させるため、地方自治法の規定に基づき協議することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき可決決定くださるようお願いをいたします。

●議長（菊地衛君） 次に、担当部長の補足説明を行います。市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） おはようございます。それでは、議案第43号について補足説明いたします。

このたび、にかほ市に居住する児童の保護者から、里帰り出産のため、5月から6月まで、実家がある岐阜県山県市の保育所に広域入所させたいという申し込みがございました。入所の申し込み先が山県市の公立保育所であることから、地方自治法第244条の3第2項、他の団体の公の施設の利用の規定に基づきまして、議会の議決を経て、にかほ市と山県市との間で、議案書の2ページから3ページにございますけれども協定書案の内容により締結を行い、広域入所をさせるものでございます。

保護者負担金につきましては、にかほ市の基準に基づきまして、協定書第4条により、にかほ市が徴収し、次の第5条に基づきまして、保育所運営費として国庫基準額を山県市に支払うこととなります。

最近では、平成24年12月に秋田市と同様の協定を締結しております。以上でございます。

●議長（菊地衛君） これで提案理由の説明を終わります。

次に、議案第43号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第43号に対する質疑を終わります。

ただいまから、一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時06分 休憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（18名）

2番	渡部	幸悦	3番	佐々木	雄太
4番	佐々木	正明	5番	奥山	収三
6番	伊藤	知	7番	伊藤	竹文
8番	飯尾	明芳	9番	市川	雄次
10番	佐々木	弘志	11番	佐々木	平嗣
12番	小川	正文	13番	伊東	温子
14番	鈴木	敏男	15番	佐々木	春男
16番	宮崎	信一	17番	加藤	照美
18番	佐藤	元	19番	佐藤	文昭

.....

欠席委員（0名）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	伊東秀一	班長兼副主幹	加藤潤
主事	須田拓也		

.....

説明員

市長	横山忠長	副市長	須田正彦
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	齋藤均
財務部長	佐藤正春	市民福祉部長	齋藤洋
農林水産建設部長	佐藤正	商工観光部長 (雇用対策政策監)	佐々木敏春
教育次長	齋藤榮八	ガス水道局長	高橋元
消防長	伊東善輝	会計管理者	須田一治

総務部総務課長	齋藤隆	企画課長	齋藤義行
財政課長	佐藤正之	象潟市民サービスセンター長	加藤文芳
仁賀保市民サービスセンター長	相庭信幸	金浦市民サービスセンター長	齋藤良子
会計課長	加藤信子	フェアイト子ども科学館長	佐々木正憲
管理課長	佐藤次博	消防次長	須藤忠男
消防本部総務課長	藤谷博之		

.....

午前10時07分 開 議

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） ただいま出席している委員は18名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。12番小川正文総務小委員長。

【総務小委員長（12番小川正文君）登壇】

●総務小委員長（小川正文君） おはようございます。去る3月10日付託の事件につきまして審査が終了しておりますので、報告をいたします。

議案第26号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）中、総務部、財務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員に関する事項、その他については、この件につきましては、全員の賛成により可決と決しております。

次に、議案第34号平成27年度にかほ市一般会計予算中、総務部、財務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員に関する事項、その他については、この34号についても全員の賛成により可決と決しております。

議案第26号から、審査の内容について報告をいたします。

総務課関係であります。歳入では、15款2項1目1節総務費補助金、歳出では、2款1項1目19節負担金補助及び交付金の中の、羽後交通の生活バス路線の補助について質疑がありました。現在、本荘象潟間で1路線4系統で運行されております。補助については細かい規定があり、運行上の欠損額について補助金が支払われている状況です。トータルとして見た場合、にかほ市では欠損額の64%の支払いとなっております。

次に、防災課関係であります。4款2項6目11節消防費補助金の中の社会資本整備総合交付金の中の木造住宅耐震診断補助、設計補助、改修補助についての質疑がありました。木造住宅耐震関係の補助がそれぞれゼロ件となっているが、減額の理由について。また、PRはどのようになっているのか。住宅リフォームとの関係については、という質疑であります。木造住宅耐震改修関係につきましては、ここ数年ゼロ件となっています。ゼロ件の分析ですが、昭和56年度以前の建物を対象とし

ており、30年を経過して主に建て替えが多いと思われます。また、高齢者のみという世帯ということもあり、資金面での理由があるようであります。PRについては、現在広報のみとなっております。リフォーム関係につきましては、建設課の住宅リフォームの件数も多いと伺っているので、問い合わせがあった場合には耐震改修補助制度もあるということ、建設課窓口でもPRをしていただいで進めていきたいと思っています。

企画課関係であります。地方創生費について質疑がありました。交付金の確定のめどについてと、交付金の額、事業費との差額は一般財源ということですが、国からの拘束はないのですかについて、3月18日に最終交付申請を行い、国では3月24日の交付決定を予定しております。交付金につきましては、人件費に使ってはならないなどの基本的な指導はありますが、配分については指導はありません。

ふるさと納税についても質疑がありました。今後の贈答品の見直しなどを考えているのか。還元率については。また、これまでふるさと納税の多いところはどこか。特産品の贈答に関する規約はあったのか。これに対して、4月以降、特産品の選定及び検討を行い、申し込みがあれば審査を行い、新しいものを取り入れていきたい。還元する特産品に関しては、予算で3割を見込んでいます。ふるさと納税の多いところは、ふるさと会員が多い首都圏が圧倒的です。規約については、これまでは返戻金を考えた取り組みではありませんでした。そのために、これまでは礼状、広報紙、寄附金をどのように使ったかわかるような報告をしてまいりました。ただし、寄附金が10万円以上の方々に対しては、にかほ市のお米や生鮮食品を贈答しておりました。その際に金額の設定などは行っておりません。

次に、財務課関係であります。2款1項14目地方創生費の中の公共施設予約システム改修について質疑がありました。現在、体育館、公民館、構造センター、保健センター、パオなど公共施設においては、市のホームページから仮予約できるようになっております。ネットでは仮申請ですので、実際には窓口に来て申請することになります。予約状況ですが、平成26年4月1日から平成27年3月16日までの、23施設で1万8,028件の予約状況です。

議案第26号については、以上であります。

次に、議案第34号について、審査の内容について申し上げます。

総務課関係です。

15款2項1目1節総務費補助金、歳出2款1項1目18節備品購入費についてであります。コミュニティバス関係についてであります。バス購入をする際に、乗り降りが便利な補助ステップ付きにできないかということで以前質問をしていますが、現在どのような状況になっているのかに対して、現在運行しているコミュニティバス路線は5路線であります。5台の車両を運行しています。小型バスが3台、ジャンボタクシーが2台です。更新の状況につきましては、一番早く運行を始めた院内ジャンボタクシーを最初に更新しており、その際には、今お話のオートステップドア、ドアを開けると同時に出てくるものを装備しております。昨年購入した釜ヶ台線のバスについては、車両が低いノンステップバスということで、バリアフリー基準をクリアしております。大竹線のジャンボタクシーも院内線と同様にオートステップ付きとなっており、要件についてはクリアしております。平成27

年度に2台購入する車両についても、オートステップ付きの車両を選定する予定です。

次に、防災課関係であります。9款1項5目15節負担金補助及び交付金の中の防災費育成事業補助金について質疑がありました。防災費とはどのようなものか、また、どのような形で活用していくのかについてであります。阪神淡路大震災の後に、民間の団体が、地域等で防災活動を推進するリーダー役の人で、一定の知識を有し、必要な講習を受けて認められた方を認定している民間の資格であります。この資格ができてまだ10年ほどですが、東日本大震災以降は急激に増えまして、現在は約8万人ほどの防災士が全国におります。当市におきましては、学校、地域、職場でリーダー的な役割をしていただきまして、地域の防災力を上げていただくための方を育成したいと計画をしております。活用については、市が行う防災研修としまして避難所運営ゲームなどがあります。今月も公民館の職員や管理人を対象に、実際に避難所を運営するに当たってどういう対応が求められているかということをやする研修であります。そのような場合のお手伝いとか、地域の避難訓練のアドバイザーなどをお願いしたいと思っております。今のところ、資格を取得した方への謝礼等は考えておりませんので、当分はボランティアで活動をお願いする予定であります。

防災士の育成についてはという質疑がありました。防災士の研修ですが、平成26年度は11月ごろに仙台で行われています。新年度に入りまして、広報等で募集をしまして決定したいと思っております。人数が多くなった場合には、6月、あるいは9月の補正をお願いをしたいと思っております。

また、この事業の継続についても質疑がありました。新規事業ですので、新年度に育成した方々の口コミ等を期待しているところであります。担当といたしましては、少なくとも小学校単位で一、二名は欲しいと考えております。

9款1項5目15節工事請負費、震度感知式鍵ボックス整備工事、これは設定震度5以上となったときに避難所の玄関の鍵の箱が自動的に開くもので、夜間や休日のときの避難において容易に解錠できるということになるものであります。象潟小学校の体育館に設置するというものであります。

このことについて、どのようなことか質疑がありました。象潟小学校体育館の屋上に上がるための鍵ボックスであります。象潟小学校の周辺に荒古屋、妙見町という二つの町内がありまして、付近に高台がないということで、緊急時の避難場所を象潟小学校の体育館屋上としております。地震発生が夜間の場合は屋上に上れないということになりますので、今回この整備になりました。

質問です。また、その地域の荒古屋、妙見町の方は、こういうような知識を持っているかについてであります。県の総合防災訓練でも体育館屋上に避難誘導しておりますので、訓練をしていただいております。そのときに、夜間の場合はどうするのですかという意見を受けての設置計画ですので、地域の方々も知っておりますので、有事の際には使用していただけたらと思っております。

財務課関係についてであります。

歳出の2款1項10目13節委託料、ITアドバイザーについて質疑がありました。ITアドバイザーについては、来年度も継続をお願いしたいと思っております。業務については、学校を含めた各施設を回って、保守、緊急時の対応等を毎日ローテーションを決めて行っております。また、その施設で起きたパソコン等の不具合についても、きめ細かく対応をしてもらっているというのが主な業務であります。ほかにも、各課で導入する各システムのセキュリティーの検証、ネットワーク構成の

検証など、全て業者ではなくてITアドバイザーが行っている状況であります。また、市ではパソコン講座を各公民館で行っており、その講座に講師として派遣をしております。さらには、色々な保守契約を契約していますが、同等の規模の自治体の保守委託料と比較すると、ITアドバイザーを活用して自前で行ったほうが少額で済むということから、保守の方も行ってもらっています。

次に、各市民センター関係についてであります。

質問です。象潟市民サービスセンターが各施設の管理をしているが、その経緯についてという質疑がありました。合併当初、建設作業班がおり、そこで公園や農業施設の管理を行ってきた経緯があります。平成26年当初で、観光課、農林水産課と話し合いの場を設けました。そのときに観光課からは、三つの施設の管理、そして全ての歳出に対して観光課でやっていただくことになりました。農林水産課とは話し合いを今後も行っていきたいと思っております。

企画課関係であります。

2款1項9目13節委託料、10周年記念イベントコンサート関係についてであります。開催場所等についての質疑がありました。時期は11月上旬、場所は象潟体育館、1,000名以上の方の集客の計画を予定しているようです。歌手については、現段階では由紀さおり氏、安田祥子の姉妹との交渉中ですということであります。

それから、鳥海山・飛島ジオパーク協議会の名称は確定したのか。また、名称に「象潟」を追加するのは難しいのでしょうかについてであります。名称については、現状のままでいきたいと準備会では考えております。「象潟」については、現在協議会は四つの市町村の首長で構成されております。その中でそのような意見はありませんでしたので、このまま進むと考えられますということであります。

次に、会計課関係についてであります。

質問です。会計課では、市の発注工事について検査を実施していますが、状況についてお伺いをいたします。これに対して、完成検査については、1件の契約金が200万円以上の工事及び工事に係る設計等の業務委託を検査しております。中間検査、出来高検査については、1件の契約金が1,500万円以上の工事を検査しております。団体等が市から補助を受けて施工する工事は、1件の補助金が100万円以上のものについて検査を行っております。工事の設計検査は700万円以上で、会計管理者、会計課長、班長の3人で行っております。昨年度の検査件数は113件となっております。

最後に、消防関係であります。

9款1項4目15節工事請負費についてであります。小滝地区の防火水槽の解体について質疑がありました。答弁です。土地の所有者から防火水槽を取り壊していただきたいという要望があつて解体するものであります。水利については、取り壊した後も十分この周辺で確保できるという状態になっておりますという答弁も得ております。

以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。

ちょっと休憩します。

午前10時28分 休 憩

午前10時29分 再 開

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 会議を再開します。

報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。17番加藤委員。

●17番（加藤照美君） 1点だけ確認したいと思います。

当初予算の47ページです。2款1項1目13節の委託料の中に、コミュニティバス運行委託料があります。それで、昨年と比較しますと200万円ほど削減となっていますが、この原因として運行の回数が減になるのか、そこら辺の減になる内容をお聞きいたします。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 総務小委員長。

●総務小委員長（小川正文君） 議案の説明は受けましたけれども、その内容については話し合っておりません。コミュニティバス運行委託料として、2社に3,600万円を払うということは説明で聞いております。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。9番市川雄次教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（9番市川雄次君）登壇】

●教育民生小委員長（市川雄次君） おはようございます。それでは私の方からは、一般会計予算特別委員会教育民生小委員会に付託されました、議案第26号及び議案第34号についての、市民福祉部及び教育委員会に係る事項についての審査結果、審査の過程等を報告させていただきます。

議案第26号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）中、市民福祉部及び教育委員会に係る事項については、全員の賛成により可決しております。

それでは、26号について、まず各課の主な審査の内容を報告させていただきます。

初めに、市民福祉部です。

子育て長寿支援課ですが、質問です。地域支援事業の利用者が減少し、減額幅も大きくなっていますが、その理由はどうのことですかというような質問です。これに対する答弁ですけれども、ネットワーク形成や安心生活見守りなどのサービス、これは対象者が中途から、途中から要支援以上の介護度がつくと、その地域支援事業から外れて介護保険サービスの対象となるということになります。例えば、当初予算の段階で配食サービスが月当たり60人を見込んでいたんですが、実際には月当たり32人の実績にとどまっていると。また、安心生活見守りについても、年度途中で、先ほ

ど申しあげましたように途中から要支援ということで、ヘルパーなども介護保険サービスの対象として移行したために、この地域支援事業から外れたということによる減額になるという答弁でございます。

続いて、健康推進課です。

乳幼児予防接種委託料332万円ほどの減額になっていますが、その理由は何ですかという質問です。その理由の大きな一つは、子宮頸がん予防ワクチンの接種減によります。当初予算の段階では90人程度を見込んでいましたが、実績見込みとしては5人というふうになっています。これは、平成25年6月から副作用の問題が発生しております。国からも積極的な予防接種を控えるようにという指示がされておりましたが、もしかしたら平成26年度途中から再開されるかもしれないということで、想定のもとに当初予算の段階では予算を計上させていただいておりましたが、最終的には再開されませんでしたので、このたびの減額となりましたということです。減額理由のもう一つの理由は、水ぼうそうの予防接種です。これは1歳・2歳児対象で、平成26年度は経過措置として3歳児・4歳児も対象としておりましたが、9月の補正予算の段階では560人程度を見込んでいましたが、これについては既に水ぼうそうにかかって終わっていたり、あるいは予防接種を終えていたりして、実績見込みとして400人程度にとどまったことによるというふうに説明をされております。

続いて、市民課関係です。すいません、間違えました。生活環境課関係です。

墓地使用料についての残区画、どれくらいが残っております、新たに造成するとすればどのくらい、新たに造成して分譲するという可能性はありますかとの質問ですが、望海霊園について残区画は26で、緑ヶ丘墓地は残区画が8となっているということです。望海霊園については、まだ新規造成して新たな分譲を行っていただくだけの用地、場所が残っておりますが、緑ヶ丘墓苑については、もう既に残地は残っていないので、新たな造成は難しいのではないかと考えているとの答弁でございます。

続いて、教育委員会関係です。

白瀬記念館です。白瀬南極探検隊記念館ですが、これについては、博物館、あるいは教育施設としての役割が大きいとは思われますが、他方で来館者の増を目指さなければならないと考えております。よって、この来館者の増を伸ばすことが難しいかもしれませんが、このことに対してどのような対策をとっておられるか、考えておられるかとの質問です。これに対する答弁ですが、平成26年の7月から平成27年の2月までの来館者数は、実際7%から8%ほど増えています。これまでも旅行エージェント等に訪問しながら売り込みを強化してきました。広告費も限られている中で、例えば無料でテレビに取り上げてもらえるようにテレビ局回りもしています。その結果、去年は結構テレビでも取り上げてもらうことができました。よって、そのことが7%から8%の来館者の増をもたらしたんだと思っています。平成27年度も引き続き、この部分について強化していきたいと考えていますとの答弁でございます。

続いて、議案第34号平成27年度にかほ市一般会計予算中、市民福祉部及び教育委員会に係る事項についてですが、これについても全員の賛成で可決に決しております。

同じく各課の主な審査の内容を、質疑応答の形式で報告させていただきます。

初めに、市民福祉部関係ですが、子育て長寿支援課についてです。

一つ、質問です。通所型介護予防事業について、平成27年度から委託先が1ヵ所増えるとの説明ですが、具体的に内容はどのようなことですかとの質問です。これに対する答弁ですが、これまで委託は市外の事業所にのみ委託してまいりました。ただ市では、以前より市内のスポーツジムでの事業実施ができないか交渉しておりましたが、このたび受託の了承を得ることができましたので、新たに委託するものです。平成26年度まで委託して実施していた教室については、そのまま継続ですが、今回新たに委託するものについては、それまでのものと多少異なり、比較的若い、若いといっても70前後になりますが、移動が自由にできる、比較的元気な方を対象にしていきたいと考えています。したがって、将来的に要介護状態にならないよう予防することを大きな狙いとしたものであります。なお、教室の前後には血圧測定などの状況確認もしますし、看護師の配置もなされることになっておりますとの答弁です。

健康推進課です。

質問です。フッ化物洗口事業の効果はどうなっていますかとの質問です。平成23年度から実施していますが、事業実施後の1歳児・3歳児・5歳児検診におけるう歯罹患率は、確実に低下しております。3歳児のう歯罹患率を例にとりますと、平成21年度では28.1%ありましたが、平成26年度は20.8%まで落ちておりますとの報告でございます。

福祉課関係ですが、質問です。生活困窮者支援制度について、説明では相談が主な仕事とのことですが、相談の対象となる人の把握はどのように行っているのですかとの質問です。原則は直接本人からの発信によります。あとは市役所内の各課で、例えば納税で困っていたり、住宅の支払いに困っていたり、ガス・水道の支払いに苦慮していたりするような人に対して、相談を促し、持ちかけたりします。それ以外にも、民生委員や福祉委員、自治会長などとの連携を図りたいと考えています。ただ、実際のところみずから発信できない人などもあります。こういう方については、例えばヘルパーなどが居宅介護に入っていれば、その人を通じて相談についての持ちかけをしていただき、市役所に赴くことができない人について、市役所じゃない、すいません、委託事業者に赴くことができない人については、事業者の方から実際に出向いて相談に対応したい、対応することを考えておりますとの答弁でございます。

次に、もう一つ質問があります。社会福祉協議会についてです。今まで事務局長が空席となっておりますが、社会福祉協議会への補助金の中には、今回の平成27年度予算でも空席の事務局長分も含んでいるのですかとの質問です。答弁です。社会福祉協議会への運営補助金のうち事務局長の person 費は、上限250万円で、2分の1を含んでおります。今年の4月からは事務局長を置くとの話も聞いておりますので、平成27年度の補助金にもこの分を含ませていただきましたとの答弁でございます。

続いて、教育委員会関係です。

初めに、教育総務課です。

質問です。小出小学校の今後の取り扱いと、平成27年度の小学校維持管理に係る経費の総額は幾らですかとの質問です。答弁ですが、校舎及び体育館の跡地利用は、具体的にはまだ決まっていま

せん。1年間ほど意見をもみながら、小出地区の方々の了承を得た上で方向性を決めていきたいと考えています。維持管理費については、光熱水費や電気、消防設備の保守業務などを含めて、トータルで247万円ほどを見込んでおりますとの答弁です。

奨学金についての質問です。無償貸与、給付型ですが、を新設する考え方はありませんか。また、所得や子供の人数に応じて貸与額に幅をもたせるなどの考え方も考えられませんかとの質問です。答弁です。確かに県内でも給付型の奨学金制度を取り入れてるところもあります。それらの資金は、ふるさと納税や緊急に入ってきたお金を基金として給付しているところがほとんどです。今後、市でも各地区の動向を見ながら検討に入りたいと思いますとの答弁でございます。

続いて、学校教育課です。

学校運営協議会について、本会議でも説明がありましたが、どのような役割を果たすのか。学校や先生にとって負担になったりはしないのか。もう少し具体的な説明をお願いしますとの質問です。答弁ですが、学校運営協議会は今後必置となります。地域や保護力の力を借りて、より良い学校を作り上げるという考え方に基づいた学校運営を目指すものです。そこでですが、学校運営協議会は校長と対等な関係になります。ただ、にかほ市では特別職の扱いはしません。その理由は、本会議でも申し上げましたように、人事に関する任命権をもたせないからです。例えば、京都市などは単独で人を雇う、新たに人を雇うことだけの予算がありますが、人事権をもたせた場合、そういう場合は特別職にすることが適当と思われませんが、規模の小さな自治体では人事権を扱うだけの予算が確保されていないということにより、特別職への扱いをしないということになりますとの答弁です。

もう一つです。和文化教育全国大会についてですが、由利本荘市カダレーを会場に9月の18日から19日に開催されるようですが、どのようなことが行われますかとの質問です。答弁ですが、子供たちによる伝統芸能披露や特別講演やシンポジウムが行われます。例えば、金浦神楽などが披露できればと考えております。まだ内容的には煮詰まっておられません。この大会は平成27年度は秋田県を会場に実施されますが、不定期で順番に全国を回っていくものですとの答弁でございます。

生涯学習課についてです。

10款4項1目25節にある積立金の目的は何ですか。合併時の金浦地域に作りたいたししていた施設を作るためのものですかとの質問です。これについては、社会教育施設を整備するための積立金です。今年度から積み立てており、平成27年度と合わせて1億円にする予定です。今の時点では具体的なものは定まっていますが、いずれ整備しなければならない社会教育施設のための積立金ということについては、考えられます。その施設が新設なのか既設の大規模改修になるのかは、現時点ではまだ明確にはなっておりませんとの答弁でございます。

フェライト子ども科学館についてです。屋根の改修工事について、説明では現在の屋根にかぶせるとのことでしたが、今ある屋根を剥がして新しくかぶせるという方法をとらなかったのはなぜですか。また、今後さらに修繕していかなければならないようなところがありますかとの質問です。答弁ですが、確かに本来ならば全部剥いで新しくしたいところですが、剥ぐとなると展示室を長期にわたり休館しなければなりません。経費についてもカバー工法より高くなりますし、何よりもカバー工法であれば休館せずに工事ができるというので、今回この工法を選択しました。今後の修繕

についてですが、科学館は建設から15年がたちます。耐用年数切れの設備もあります。先般の火災の後に新しく更新できたものもありますが、内部の部分、特に冷暖房関係については今後相当のお金がかかるものと予想されておりますとの答弁でございます。

文化財保護課についてです。

無形民俗文化財保護保存事業補助金が1団体4万5,000円の12団体に対し支払われておりますが、団体によっては活動に格差があるというふうに思われます。そのような活動内容についてどのように確認しておりますかの質問です。答弁ですが、これについては、補助金要綱にのっとりまして、実績報告書、収支予算決算書、団体名簿、それらを全部出していただき、それらを勘案した上で補助金の支給をしておりますとの答弁でございます。

白瀬南極探検隊記念館ですが、先ほどの質問、26号と似ておるんですが、入館者数に向けた取り組みとして、予算を多く配分しているというようなことはありませんかの質問です。これに対する答弁ですが、予算をどこかに多くとることはしてはおりません。しかしながら、お金のかからないところで、例えば広告についてもお金のかかる紙媒体だけではなく、テレビ局へのアプローチをしています。その取り組みから、5月12日、NHKのEテレビ——教育テレビですね、で、知恵泉（ちえいず）という番組で白瀬を取り上げてもらうところまでできています。このようにパブリシティー——メディアを通じての取り上げてもらう活動のこのようですが、このパブリシティー活動を通じて取り上げてもらうことにより、客足を伸ばしていきたいと考えていますとの答弁でございます。

スポーツ振興課です。

屋内運動施設使用料について、市の体育館と学校開放による体育館の使用では、使用料を徴収するしないということに違いがあるようですが、これに対しては今後どのようにしていく予定ですか、その考え方をお願いしますとの質問です。答弁ですが、学校開放事業ということで、学校関係の体育施設については確かに無料での使用という扱いになっております。この取り扱いは、合併前の旧3町の取り扱いのままで今、今日まで至っているものです。ただ、一昨年から公共施設使用料検討ワーキンググループという話し合いの場をもちまして、これにより統一化に合わせて検討をしておるところです。ただ、今は段階的な消費税増税の関係もありまして、このことについて中断しています。いずれ消費税10%の引き上げが確定したときの料金改定に合わせて、使用料も全体から徴収するという改定していきたいと考えていますとの答弁でございます。以上です。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。10番佐々木弘志産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（10番佐々木弘志君）登壇】

●産業建設小委員長（佐々木弘志君） おはようございます。それでは私の方から、産業建設小委員会に付託されました、議案第26号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について及び議

案第34号平成27年度にかほ市一般会計予算についての2件中、付託を受けております産業建設部及び農業委員会等に関する事項の審査結果であります。全員の賛成により可決しております。

初めに、議案第26号であります。

農業委員会については、特に質疑はありませんでした。

次に、農林水産関係です。

6次産業化ネットワーク活動補助金について、国庫補助の不採択理由は何かとの質問に、秋田県によると、必要性等の全国の順位づけから漏れてしまったことによる不採択との答弁です。

次に、建設課関係です。

社会資本整備総合交付金が減額したことにより、市営住宅建石改修工事で改修しなければならないところを減にするというのが理解できないとの質問に、残った箇所については、平成27年度当初予算にあげておりますとの答弁であります。

次に、商工課関係です。

歳入に観光拠点づくり人材育成事業があるが、観光課にも同じ予算で歳出で事業費がある。同じ事業ということかとの質問に、同じです、歳入については商工課で取りまとめをして予算計上していますとの答弁です。

次に、観光関係です。

銚立山荘の工事の内容についての質問に、平成25年度に外壁工事を施したところ、柱や梁に腐食が見つかり、平成26年度に大規模な改修工事を行うことになった。よって、今回は柱や梁、外壁などの大規模工事となっていますとの答弁です。

引き続き、議案第34号平成27年度にかほ市一般会計予算についての主な審査の内容の一部を報告させていただきます。

初めに、委員会へ2議員より質疑が出されております。

最初に佐々木平嗣議員にお答えします。

(1) スポーツツーリズムコーディネーター人材育成委託料、緊急雇用265万5,000円について、スポーツイベント開催実行委員会との関係はありますか。この事業とスポーツイベント実行委員会と直接的なかわりはありませんとの答弁でありました。

(2) 観光拠点づくり人材育成委託料、緊急雇用711万9,000円について、平成27年度1年限りで終了する事業ですかとの問い。この事業は今回、平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）にも計上しており、継続事業として平成27年度で終了する事業でありますとの答弁であります。

(3) 観光協会補助金800万円について、昨年度より大幅な減額になっていますが、その理由について質問します。その質問に、この800万円の補助金以外に、地方創生事業として計上しております2次交通補助金として160万円、また、プレミアム宿泊券事業委託金の1,040万円のうち240万円を事務経費等として予算措置しており、これらの委託事業先を観光協会として計画しておりますので、例年予算と比較すると少なくなっているものです。

(4) スポーツイベント開催実行委員会補助金200万円について、観光協会の協会内のイベントと認識していましたが、観光協会とは別に補助金を出している理由について質問しますという質問です。

平成25年度からトライアスロン大会とマウンテンバイク大会は、観光協会の主体的事業から分割し、スポーツイベント開催実行委員会が実施しております。よって、大会開催経費等の補助としてスポーツイベント開催実行委員会に交付しているもので、補助金としての予算措置は平成26年度に引き続き2年目となります。

次に、小川正文議員にお答えします。

(1) 昨年から実施しているANA総合研究所との地域協働協定事業について、①具体的に変わってきたこと、成果の出たものはあるか。イ、これまで具体的にどのような活動を行ってきて、今年は具体的にどのような事業を行うのかとの質問です。平成25年度に株式会社ANA総合研究所と地域協働協定を締結し、平成26年度よりANAグループの旅行部門であるANAセールスから、地域おこし協力隊員として男性社員1名を派遣いただいております、あわせて地域協働協定事業として地域活性化支援事業を委託しております。協力隊の活動といたしましては、地域協働協定に沿った内容であり、地域の観光資源を活用した観光振興、地域資源の発掘及び地域ブランド化の育成、地域の情報発信などが主な内容となっており、ANAグループや首都圏のパイプ役として御尽力いただいておりますとの答弁であります。

ロ、これまで実施してきた事業による観光客の増減の推移はどうなっているかとの質問です。地域おこし協力隊員の派遣並びに地域協働協定事業の取り組みは、平成26年度から実施となっておりますので、当事業における具体的な観光客数の増減は把握できておりません。

ハ、誘客についてはどのような団体と連携してきたのかとの質問です。基本的にはANAグループとの連携となります。このほか、旅行商品等の開発については、平成26年度においては観光庁支援の観光地ビジネス創出の総合支援事業に採択されたことから、JTBをはじめ首都圏で開催された商談会で、農協観光をはじめ数社との交渉を行っており、大手旅行会社が求めている商品企画作成やおもてなしのあり方などについて御提言をいただいておりますとの答弁であります。

②本年度も継続して事業実施するに当たり、課題と目標について伺います。また、この事業の最終的な目標と成果について質問しますとの質問であります。答えです。様々な課題を抱えているわけではありますが、全国的に地域の認知度が低い。通過型観光が多く、宿泊が少ない。周辺地域との連携と差別化が必要。観光事業者の自主的戦略が希薄。地域へのアクセス並びに市内周遊アクセスが不足。旅行業を取得したにかほ市観光協会の着地型旅行会社としての育成などが主な項目として挙げられます、との答弁であります。また、目標については、これらの課題解決のために地域認知度の向上、滞在型・着地型観光商品に企画販売、観光事業者の自主的戦略の支援と小規模宿泊施設への誘客促進、2次交通アクセス整備、近隣地域都市圏とのネットワーク構築と差別化などに取り組み、都市圏旅行者の消費動向、関心动向の把握に努めながら、都市と地域との意識共有を図り、一人でも多く方がにかほ市にお越しいただくように努めてまいりますとの答弁であります。

最終的な目標は、との質問については、やはり観光振興による交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげていくことが最大の目標でありますとの答弁であります。成果としては、目標を掲げておりますので、その目標の達成度により成果を判断されることになるかと思っておりますとの答弁であります。

(2)の質問に移ります。にかほ市観光拠点センター（仮称）について、象潟酒田間の高速道路がつながったとき、どのような状況になると考えているのかとの質問です。過去の高速道路開通区間に位置していた道の駅の状況を踏まえ、一般的な往来車両の立ち寄り台数は、他の施設同様に減少するものと推測しておりますとの答弁です。

質問です。誘客も含めた市の考え方について質問します。さらには、そのような状況になったとき、果たして拠点センターとしての役割が継続してできるのか、その戦略について質問しますとの質問であります。答弁です。にかほ市観光拠点センター（仮称）につきましては、鳥海山を核とし、海、山、高原の恵みを生かした観光振興に向けて、観光客の視点からの一体的な観光エリアの構築と、多様な地域資源を活用した交流の拡大を重点に捉え、様々な取り組みを展開して誘客の促進を図りたいと考えております。また、これまでも説明しておりますが、本事業は持続可能な地域づくりを目的とした秋田県市町村未来づくり協働プログラムとして取り組んでいるものでありますので、当然ながら日沿道開通後の対策を見据えた事業内容となっておりますとの答弁でありました。

2名の議員の方への答弁は、これで終わります。

引き続き、議案第34号平成27年度にかほ市一般会計予算について、まず初めに農林水産関係であります。

漁業共済事業補助金について、漁業者の加入率はどのくらいか、また、漁獲量が減っている状況で、貸付金の金額についてどのように予算措置しているのかとの質問に、貸付金については、漁獲量等を見極めながら漁協と話し合いの上、予算措置している。漁業者の共済加入率は、平成26年末で56件、率にして50%程度ですとの答弁です。

次に、建設課関係です。

市営住宅管理システム導入委託料の管理システムとはどのようなものかとの質問に、日ごろの市営住宅の入退去、それにかかわる料金の調定から収納処理の全てを行っています。このシステムは20年前に導入されたもので、保守対応しきれないようになったため、入れ替えの予算計上となったとの答弁です。

暫時休憩。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 休憩します。

午前11時05分 休 憩

午前11時06分 再 開

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 会議を再開します。

【産業建設小委員長（10番佐々木弘志君）登壇】

●産業建設小委員長（佐々木弘志君） 大変失礼しました。ちょっと印刷ミスで、申し訳ないです。

このシステムは平成20年に導入されたもので、保守対応しきれないようになったため、入れ替えの予算計上となったとの答弁であります。

次に、商工関係です。

コールセンター等企業立地促進事業補助金交付要綱について説明をとの質問に、第10条の補助対象経費及び補助金の額ということで、今回は第10条第1項第1号、投下固定資産額の100分の30、第4号、通信回線使用料の100分の50を乗じた額の二つが対象となっていますとの答弁です。

次に、観光課についてです。

観光市民集会でインターシップの学生に提言されたものはありませんかとの質問に、市民集会で提言は会議録等でまとめたものがあり、内容の把握はしておりますとの答弁です。

観光拠点センターに、にかほ陣屋とねむの丘が入ったというのはなぜですかとの質問に、提供品目が余りかぶらないように選定を行っておりますが、陣屋についてはほかと競合しない内容でありましたので選択になっております。また、ねむの丘については、施設本体と合わせ一体化した活用をしていきたいということで、当初より検討しておりましたとの答弁です。以上であります。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。18番。

●18番（佐藤元君） 4点ほど質問いたします。

まず最初に、一般会計の補正予算の34ページですが、冒頭に若干委員長から、6次産業化ネットワークについて説明ありましたけれども、この事業の実績はどのようになっているか審議されましたか。

それと、もう一点、同じく34ページの下段ですが、農地集積協力金の交付事業ですけれども、この事業における実態の旧町単位での説明は、今現在できますか。

とりあえずこの2件お願いします。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 暫時休憩します。

午前11時08分 休 憩

午前11時11分 再 開

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 開会します。

産業建設小委員長。

●産業建設小委員長（佐々木弘志君） 最初に、平成26年度6次産業化ネットワーク活動補助金実績の見込み額になりますけれども、申し上げたいと思います。

事業実施主体、日南工業株式会社。事業内容、鱈しょつつる生産。ハード事業、温醸加工施設改修20釜、充填機の導入。事業費が975万2,400円。補助金が387万8,000円。

もう一つあります。株式会社秋田鳥海ゆめ農場。販路拡大事業。ソフト事業。事業費が72万4,500円。補助金額が48万3,000円であります。

補正後、予算額と当初予算額の差であります。当初予算額が885万円でありましたので、3月補正額はマイナスの448万9,000円と計上しているところでございます。

もう一点については、質疑いたしておりません。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 18番いいですか。18番佐藤元議員。

●18番（佐藤元君） 佐々木委員長、もう2点、同じく補正予算ですけれども、36ページ、商工費の商工振興費ですが、上段の企業活性化アドバイザー業務委託料52万5,000円ほど減額になってるわけですけれども、まずこの理由をですね確認します。ということは、少なくとも新年度予算、27年の予算で120万円計上しているわけですから、半分しか——半分減額してるということになるわけですね。そこら辺ちょっと審査されたか伺います。

もう一点、同じくページは37ですが、同じく商工振興費の中の下段です。産学共同研究開発助成事業補助金500万円の減額ですけれども、これは、この事業そのものの減額は、対象になる研究開発がなかったというふうな、そのような認識でいいのか悪いのか確認します。新年度予算見ますとこれは存置でしかあがってませんので、そこら辺も確認されたか、あわせて伺います。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 産業建設小委員長。

●産業建設小委員長（佐々木弘志君） 暫時休憩をお願いします。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 暫時休憩します。

午前11時14分 休 憩

午前11時17分 再 開

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 会議を再開します。

産業建設小委員長。

●産業建設小委員長（佐々木弘志君） お待たせしました。

企業活性化アドバイザー業務委託料については、実績見込み額が79万5,000円で、予算額が132万円ということで52万5,000円の減になっております。

それから、もう一つ、産学共同研究開発助成事業補助金については、実績見込み額が500万円、当初予算が1,000万円でありましたので500万円の減としているものであります。

内容については質疑いたしておりません。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 18番。

●18番（佐藤元君） 小委員長ちょっとですね、私が確認したのは、それも含めてですけれども、当初予算1,000万円があって、その1件の助成対象があって、その見込み額で500万円が減額と、こういうことの話なんですけれども、そのことと、その新年度予算との、同じ委員会なわけですから、そういう話合いのやり取りは、質疑はなかったわけですか。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 産業建設小委員長。

●産業建設小委員長（佐々木弘志君） 暫時休憩をお願いします。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 暫時休憩します。

午前11時19分 休 憩

午前11時22分 再 開

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 会議を再開します。

産業建設小委員長。

●産業建設小委員長（佐々木弘志君） 特に委員の中からは質疑はございませんでした。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから、討論・採決を行います。

初めに、議案第26号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての討論を行います。初めに原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論なしと認めます。これで議案第26号の討論を終わります。

次に、議案第26号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第26号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第26号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 起立全員です。したがって、議案第26号は、各小委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成27年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。初めに原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論なしと認めます。これで議案第34号の討論を終わります。

次に、議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第34号平成27年度にか

ほ市一般会計予算についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第34号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 起立多数です。したがって、議案第34号は、各小委員長の報告のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前11時27分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前11時40分 再 開

(6番伊藤知議員病気により退席)

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第3号にかほ市の設置に伴い失効することとなる仁賀保町顕彰条例の経過措置を定める条例を廃止する条例制定についてから日程第41、議案第42号平成27年度にかほ市水道事業会計予算についてまで、議案40件、日程第42、請願第1号 集团的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願（継続審査）から日程第50、陳情第9号T P P交渉に関する陳情までの請願1件及び陳情8件、計49件を一括議題といたします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。12番小川正文総務常任委員長。

【総務常任委員長（12番小川正文君）登壇】

●総務常任委員長（小川正文君） それでは、去る3月10日に付託の事件につきまして審査が終了しておりますので、報告をいたします。

議案第3号にかほ市の設置に伴い失効することとなる仁賀保町顕彰条例の経過措置を定める条例を廃止する条例制定について、全員の賛成により可決と決しております。

議案第4号にかほ市行政手続条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成により可決と決しております。

議案第5号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成により可決と決しております。

議案第6号にかほ市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成により可決と決しております。

議案第7号にかほ市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成により可決と決しております。

議案第8号にかほ市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成により可決と決しております。

議案第9号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成により可決と決しております。

議案第10号にかほ市教育長の勤務時間等に関する条例制定について、全員の賛成により可決と決しております。

請願第1号集团的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願（継続審査）について、全員の賛成により採択と決しております。

陳情第1号「集团的自衛権行使を容認した閣議決定に反対し、撤回を求める意見書」の採択等を求める陳情書について、全員の賛成により採択と決しております。

陳情第5号集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情書は、全員の賛成により採択と決しております。

陳情第6号沖縄県名護市辺野古新基地建設工事中止を求める陳情書は、賛成少数により不採択となっております。

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午前11時45分 休 憩

午前11時46分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開します。

総務委員長。

【総務常任委員長（12番小川正文君）登壇】

●総務常任委員長（小川正文君） 訂正をお願いします。

第5号で、「費用弁償」のところを「弁済費用」と言ったようでありますので、訂正願います。第6号についても同じであります。

それから、陳情1号で「採択」と言うところを「可決」と言ったそうでありますので、そのあたりを訂正してくださるようお願いいたします。（該当箇所訂正済み）

それでは、審査の内容について申し上げます。

議案第3号については、これは旧仁賀保町の顕彰条例は昭和40年に制定され、合併後も終身年金年額40万円を支給された方が1名おり、経過措置により、引き続き年金を支給してきたものであります。委員からは、この顕彰条例の内容について質疑がありました。年金支給条例は旧町のを引き継いで、合併時において該当者がいたということで、合併してから9年間、引き続き支給をしてきました。にかほ市の顕彰条例では、一時金の支給はありますが、年額の終身年金は定めておりません。また、辞退しなければならない理由については、受給者本人が高齢になっており、家族からもこれ以上の受給は十分なのでお断りするという強い申し出があったので、今回の廃止になったということであります。

次に、議案第4号についてであります。委員からは、手続はいろいろあると思いますが、変わった行政指導の内容についての質疑がありました。処分等の求めに対しては手続があり、これらを明示して市へ行政指導を求めることができる。市では、規定により調査を行い、指導しなければならない場合においては、根拠の条例を記載して行政指導を行うことができる。また、指導を受けた方が行政指導に異議がある場合には、中止を求めることができると伺っています。また、委員からは、許認可に関する全ての事項に適応なるのかに対しては、そのとおりですという答弁をいただいております。

次に、議案第5号についてであります。委員からは、この件に関して様々な質疑がありました。

質問です。報酬等審議会についてですが、今回の委員の構成と、委員をどのような形で選定され

たのか伺います。答えであります。会派代表質問でも回答しましたが、市民から広く議論をしていただくために、各所属の代表の方を一本釣りで選定をしております。そのほかに公募委員、前年度経験者と、幅広く選任をしております。構成に関しては、公募が2名、商工関係が2名、銀行が1名、福祉関係が1名、女性団体が1名、文化団体が1名、前年度経験が2名の10名ということであります。男女別で見ますと、男が7名、女が3名。そして、過去の経験者ということで5名ということになります。

質問です。当局からの一本釣りで指名だということですが、にかほ市特別職報酬等審議会第3条では、市の区域内の公共的団体等の代表者とあるが、この代表者というものはその団体の長を指すのか。団体に対して依頼をして、団体から代表として選任されたものなのか。代表の捉え方について、当局から団体にどのような打診をしたのかについて伺います。答弁です。選任に当たって一つの目的が、議員報酬等について世論を反映した公正な額を審議していただきたい。それに関して議論を深めていただきたいということが一点。特別職報酬等審議会については、過去の委員会の付記事項の中に毎年開催することとなっており、ここ二、三年は毎年開催をしております。その状況の中で、委員の選任に当たっては一本釣りと言いましたけれども、そうした公共的団体を代表して意見を述べてほしいという立場のもとで、市から直接団体の役員や理事を含めた中から選任をさせていただいたということで、団体に推薦を委ねたという方法ではありません。今回は指名して承諾を得て、委員になっていただいたということになります。いろいろな考え方がありますが、公共的団体等の代表者と広く捉えまして、法人で言う代表権のある方という捉え方ではなくて、その団体を代表して意見を述べてほしいという立場で、各種団体から選任をいたしております。あわせて、その他住民としては、過去の審議会の状況を知っている方にも入ってもらって、議論の方向性をつけていただきたいということから選任をしております。公募委員3名に対し2名の応募があったということをお本会議でも説明しましたが、この方については代表者等の肩書きは不用でありますので、参画したい方を選任しております。代表の捉え方については、代表権のある方という捉え方ではなく、団体を代表して意見を述べてほしいという広義の意味で捉えております。

次に、3万円アップという答申が出るまでの経緯について質疑がありました。審議会の意見として全ての委員が上げることについては賛成であるということで、上げ幅をどうするかの話合いになりました。五つのパターンが提示されております。1点目は、現行額に消費税相当額の8%を上乗せしたもの。一律3万円アップ。それから、県内25市町村から秋田市とにかほ市を除く、23市町の平均額に上げるべきという意見。秋田市、にかほ市を除く県内11市の平均額まで上げるべきという意見。そして、具体的な数字として30万円に上げるべきという、五つの意見がありました。そうした場合に、議長、副議長、議員はそれぞれ幾らになるのか。総額では年額としてどのくらいの増額になるのかを聞きたいということで、その提示した額での議論になりました。その五つのパターンの中からということになりまして、結果的には類似市並みの額というような意見が相当根強くありましたけれども、過去の例を鑑みて、元の木阿弥になってはいけない、提示した場合に否決されたら結局上がらないで終わってしまうのではないかという例も踏まえて、今回は上げようという意見で統一されているので、その意味では額をどの辺かという議論になりました。結果、一律3万円

アップの25万円で答申しようという、賛否をとってまとまったところであり、付記事項として、類似市並みの30万円程度に、3年以内をめどに引き上げるべきという意見を付したいとの答申になったところであり、

次の質問です。公共的団体等の代表者の考え方ですが、一つは組織の職名を指すのか、あるいは単に組織からこられた方を代表とみなすのか。今回は後者の説明であったと思いますが、組織の代表たるその方に代表として意見を述べていただくことの話もありましたけれども、そうなればやはり組織の代表者というのはあくまで職名を指すのだと思いますが、その点についてどう解釈すればいいのかという質問であります。答弁です。組織の代表の意見を持ち寄って発表するという趣旨のものではなく、組織の代表として意見を述べてほしい。組織をまとめ上げて代表者意見を述べていただくということで依頼はしておりません。広く各団体から意見を募りたいという趣旨から、そのくくりとして、例えば商工団体、工業振興会団体、文化団体、婦人団体のくくりの中で選任したところ、そういう趣旨で説明をしております。また、自分の意見とは別に我々の団体ではこう考えているという意見ではなく、その団体から来ているけれども自分の意見を述べてほしいという考え方であり、

審議委員会の名簿は公表されないのかについては、今回の審議会開催に当たり、議事録の公表については冒頭に確認させていただいております。その際に、忌憚のない御意見を述べていただきたいという趣旨から、委員名は公表しないというもとに議事録の公開を確認しておりますので、委員名は公表しないという立場であります。

再度質問です。審議委員は、いわゆる公職です。審議委員の名簿は公表しても差し支えないのではないかという気がいたしますが、今までもこのような状態だったのでしょうか。答弁です。これまでも同じような対応でした。そういった意見も十分理解しておりますし、他市の例を見ても公開しているところもありますが、今回の委員には約束のもと会議を進行させていただいた経過があります。今後については、それに付して公開してもよいということであれば検討をさせていただきたいと考えております。

次に、委員の任期について、世論を反映した公正な額を審査するとしており、県内でも大館市でも任期3年です。時間をかけた形で審議をするほうが望ましいと思うが、任期について改正するという考え方はありませんか。答弁です。今のところ条例の改正は考えておりません。方法論としては、委員のおっしゃる意見も一つの案だと思います。市としては今の条例に従って、その都度人選し審議会を立ち上げるということになっていきますので、そのように進めていきたいと思っております。

次の質問です。この審議会は世論を反映した公正な額を審議する機関となっています。しかし、公共的団体等に代表を依頼する場合は、当局から直接指名をしております。これが正直果たして世論を反映した公正な額を審議するための機関になっているのか、改めて伺います。答弁です。指名の一つの我々の考え方の中に、代表を広く捉えているとお話をさせていただきましたが、会の代表者ということで毎年やるということであれば、都度選任する中において固定化される恐れがあります。そうなりますと広く意見を求める場合は意見が変わらない可能性があるということで、団体の中でも、ほかの人であればまた別の意見があるということではないかということも期待しながら、

同じ人を固定化してはいけないという考え方もあります。本会議でも説明をいたしました。総務省の通達において、過去の特別職の職員の給与、地方公務員の給与の推移、そして類似団体の報酬額等を参考にして報酬額を審議すべきだとのことが方針で示されておりますので、それに沿った形で、県内の類似団体を中心とした報酬額の資料を提示して議論していただいたということでもあります。

次の質問です。市長からの、市からの諮問はなぜないのか。審議会を毎年開催する理由について。このことについて、部長級で議論はしましたかについてであります。報酬等審議会は、条例にもあるとおり市長の諮問機関ということであり、議員報酬について職員間での協議、話し合いをもったことはありません。毎年の開催については、報酬等審議会でも毎年開催すべきとの意見があったことと、県内の他の自治体においても二つあるということ踏まえて、毎年開催をしている状況です。その根底には、これまで3年間開かれた中で、報酬に関する条例の改正案が提案まで至らなかったことも一つの原因であります。額の提示については、その理由の一つとして市長提案の額が否決されたということ。市長の考えと市民の感覚との間にずれがある。議会においては修正された案が可決されたことにより、議会の考え方との感覚にもずれがあると思われ、三者三様のずれがあるということから、市民感覚の意見というのはどういうものか率直に聞きたいというところで、額の提案は見送るということから始まっていると解釈をしております。また、部長会議では協議をいたしていません。

次の質問です。今回、議事録の中に議員定数の削減を絡めた意見が出ていたようですが、付記についてはどのような状況でしたか。今回の答申には、議員定数の削減については付記されておられません。その意見はありましたが、過去に付記されたということで、議員の間には十分に周知され認識されていると理解をいたしておりますので、今回はその件については付記をされておられません。

今回の答申については、全員の賛成でありましたかという質疑がありました。答弁です。そのように理解をいたしておりますという答弁をいただいております。

なお、この第5号については、賛成討論者が2名おりました。

次に、渡部議員の質疑にお答えを申し上げます。

渡部議員から当委員会に質疑書が出ております。質疑の内容を申し上げます。

提案理由に、特別職報酬等審議会の答申に基づき、以下省略とありますが、にかほ市特別職報酬等審議会条例第3条に、審議会は委員10人以内をもって組織し、その委員は市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、必要の都度、市長が任命するとあり、今回の審議会会長は公共的団体等の代表者とは言えず、にかほ市特別職報酬等審議会条例第3条の要件を満たしていません。よって、この答申は無効ではないかと思っておりますので、お伺いをいたしますということでもあります。市としては、公共的団体等の代表者は代表権のある代表者と解釈していません。それに当たらないと思われ。また、事実として、これまでの報酬等審議会においてもそのような方が入っており、各団体の団体長のみで審議をしてきたものではございません。第3条には、団体等の代表者その他の住民ということがございますので、仮に狭義に解釈しても住民であるということに変わりはなく、その意味で、これまでの報酬等審議会のあり方も含めると、市としては代表する者であると

あり、有効であると考えます。

議案第5号については、以上であります。

次に、議案第6号についてであります。委員から、次のような質疑がありました。現在の学校医、学校歯科医は何人か。また、なぜ今変えようとするのかについてであります。現在、学校医が眼科医を含めて12名、歯科医が5名、学校薬剤師が2名であります。今まで委託契約の委託料として支払いをしてきましたが、年額報酬のほかに執務に応じて報酬を支払うことが適切であるとのことで、改めるものであります。

次に、議案第7号についてであります。議案第7号については、これまでも企業管理者は特別職だったと思われませんが、なぜ今までやってこなかったのか、改めてその理由について伺いますという質問であります。企業管理者については他市も同様ですが、報酬等特別職に記載されておられません。今回、新教育委員会制度が改正されることに伴って教育長の公務の区分が特別職となることから、同時に企業管理者についても整備するものであります。

次に、議案第8号、9号、10号については、関連がありますので一括で審査を行いました。

質疑の内容について申し上げます。第8号について、1年前の問責決議によって、6月に条例の一部を改正して市長の給料の減額は平成26年12月いっぱいという解釈をしておりましたが、平成27年以降に元に戻るという前提での施行だったと思います。元に戻す条例を提案しないことは法的には問題ありませんかという質問であります。おっしゃるとおり問題はありません。減額した規定については、期間を定めており、特別な問題はありませぬということであります。

質問です。市長並びに副市長の給料に関して、審議会での内容等が金額として2万円弱となっておりますが、ここまでの経緯について伺いたいと思います。答弁です。常勤の特別職についても審議会では上げる方向で審議されております。結論から言いますと、去年の審議会で出された改定案がそのまま了承されたということになります。

質問です。議員報酬についてはかなりの時間を要しておりますが、それに比べて市長、副市長、教育長についてはスムーズに話し合いがなされたように伺っておりますが、特別な理由ではなく、そういう中での経緯の説明をお願いします。答弁です。上げる方向というのは、さきに議員報酬についても上げるということで決まっております。その後で常勤特別職の給与についての審査を行ったところ、上げる方向で話し合いが行われました。結果、時間的には議員報酬の審議時間から見れば短い時間で決まりました。その中では、上げ幅をもう少し大きくとの意見や、市長等の給与については上げる必要はないという意見もありましたが、結果的には去年の報酬等審議会の意向を尊重し、この上げ幅で決まりました。議員報酬との違いを申し上げますと、それぞれ現行に2.5%アップの答申でありました。議員報酬の場合は一律3万円という引き上げのところが違う点であります。結果的には去年の報酬等審議会の答申と同額となったということになります。

次の質問です。特別職の報酬に関して、報酬の改正に関しては全員の一致でありましたかということに対して、答弁であります。そのように認識をしております。

この件についても、渡部議員から本委員会に質問質疑書が出ております。第5号と同じ内容でありますので、ここは省略したいと思っております。

次に、請願第1号、陳情第1号、陳情第5号についてであります。これについても、関係がありますので一括して審議を行いました。

主な意見として、この集団的自衛権について、閣議決定だけでなく国会で十分議論をしていただきたい。その上で、この請願の内容にあるように、自衛権の解釈改憲並びに法整備を行わないことを求めるという意見がありまして、全員の賛成により採択と決しております。

陳情第6号につきましては、賛成討論が1人おりました。その内容については、もう少しお互いに話し合ったほうがいいのではないかという意見でありましたけれども、採決の結果、賛成少数で不採択と決しております。

以上で報告を終わります。

●議長（菊地衛君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。15番佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） 議案第5号に関連してですが、報告の中で上げ幅に関連して五つのパターンがあったというふうに報告がありました。その消費税とか各自治体の平均額というふうなのはわかりますが、その3万円と30万円の数値の根拠、出た根拠について、私聞き漏らしてあれば大変申し訳ないんですが、そういう話が出ておりましたらお知らせ願いたいと思います。

●議長（菊地衛君） 総務委員長。

●総務常任委員長（小川正文君） 先ほども申し上げましたとおりであります。去年から引き継いできておりまして、上げ幅をどうするかということになったわけであります。その中で五つのパターンが示されたということであります。その根拠については私ども議員間では話をしておりませんが、五つのパターンということで上げる方向で議論してきたということで認識をしております。

●議長（菊地衛君） 佐々木議員、いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

所用のため休憩いたします。再開を1時15分といたします。

午後0時16分 休 憩

午後1時15分 再 開

●議長（菊地衛君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。9番市川雄次教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（9番市川雄次君）登壇】

●教育民生常任委員長（市川雄次君） それでは、教育民生常任委員会に付託されました議案についての審査及び結果について、報告させていただきます。

議案第11号にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号にかほ市保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について、議案第27号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第3号)について、議案第28号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第4号)について、議案第29号平成26年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、議案第30号平成26年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第3号)について、議案第35号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について、議案第36号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について、議案第37号平成27年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第38号平成27年度にかほ市簡易水道特別会計予算について、計11件ですが、いずれも全員の賛成により可決に決しております。

陳情第2号介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をめざす陳情についても、全員の賛成により採択に決しております。

それでは、主な審査の内容について、質問と答弁の形をもちまして報告させていただきます。

初めに、議案第11号です。質問ですが、TDKより無償で借り受けたサッカー場ということですが、これまでと今後、何が異なるのでしょうか。また、グラウンドの整備や芝生の管理についてはどうなりますかとの質問です。これについては、今までは使用料が当然TDK株式会社に収入として入っていましたが、今後は使用料が市の収入として取り扱われます。サッカー場の芝生管理として、TDKからこれまでと同様400万円の受託金をいただくこととなりますということでございます。

さらに続けてなんですが、このように無償貸与されたとき、所有権はTDKに残るわけですが、固定資産税についてはどうなりますかということですが、これについては公共の用に供すると、公共用に供するという場合については、固定資産税の減免対象ということになりますので同様の取り扱いになるかと思いますとの答弁でございます。

続いて、議案第12号です。プールの方ですが、質問です。小学校閉校後もプールは一般供用されることになるようですが、今後どのくらいの期間を考えていますかとの質問です。これについては、基本的に利用状況を見ての判断になるかと思います。使用期間については、夏休み中というのを原則としておりますとの答弁でございます。

続いて、議案第13号です。保育の実施に関する条例廃止の条例制定ですが、これに対する質問ですが、この条例を廃止することで新たな条例を制定する必要はありませんかという質問です。これに対する答弁は、今回の条例廃止については、子育て支援法等の改正に関して関係法律の整備を行ったことにより、児童福祉法が改正されることによります。よって、法律の改正前までは保育に欠ける事由については、各自治体の条例に委任される形をとっておりましたが、今後は法律内に明記されました。法律の規則内に明記されるようになりましたので、今後、法律改正により子育て支援法の施行規則の中に明記されることになりました。よって、条例が不用になったことによる廃止ですということでございます。ただ、新たな内容としましては虐待による項目が追加されたということで、それ以外の部分については、これまでの保育の欠格事由については同じものになっておりますとの答弁でございます。

続いて、議案第35号にいきます。国民健康保険事業の事業勘定についてですが、質問です。国保会計の収支バランスについては、単年度収支が大幅な赤字となっていますが、どのような対策を考えていますかとの質問です。答弁ですが、毎年、単年度収支の赤字幅は確かに増えています。これは、被保険者数が減っていく一方で医療費が増加していることによります。今のように被保険者数が減ることにより税収が見込まれなくなってきており、ここ数年は繰越金や基金からの繰り入れで事業運営を行ってきた。平成27年度は基金からの繰り入れで乗り切れますが、平成28年度以降は税収をふやす以外に方法はないという状況になっておりますとの答弁でございます。

議案第36号です。同じく国民健康保険事業の施設勘定の方になりますが、診療報酬の減が見込まれていますが、5年後、10年後のことを考えて、今後の診療所の体制をどのように考えていますかとの質問です。これに対する答弁は、公共施設再編の中でそれぞれの診療所の医療機器や人員など、二つの診療所を運営していけるのかを含め、診療所をどのような体制にするのか今後方向性の検討が必要かと考えてはおりますという答弁です。

最後に、議案第38号です。簡易水道特別会計ですが、上小国と関・西中野沢の委託料についてですか、金額に大きな差があるのはなぜですかと。設計委託料になるんですが、上小国の簡易水道は、配水場及び浄水場などの施設整備はありません。既設の上水道から管をつなぐだけで済みますが、関・西中野沢については、新たに浄水場の整備などが必要となりますので、測量や構造計算などがかかり増しになるため金額が高くなっておりますとの答弁でございます。以上です。

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午後1時22分 休 憩

午後1時23分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開します。

教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（9番市川雄次君）登壇】

●教育民生常任委員長（市川雄次君） 大変失礼いたしました。私のちょっと不手際で、議案第23号についての報告を入れ忘れております。

議案第23号にかほ市簡易水道特別会計の繰り入れについてですが、これについても全員の賛成により可決に決しておりますので、付託されました案件については12件ということになります。大変失礼いたしました。

●議長（菊地衛君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10番佐々木弘志産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（10番佐々木弘志君）登壇】

●産業建設常任委員長（佐々木弘志君） それでは、産業建設常任委員会における審査の内容等について報告させていただきます。

当委員会に付託されました議案は、全部で18議案です。議案第14号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第15号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第16号にかほ市ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第17号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、議案第18号市道路線の廃止について、議案第19号市道路線の廃止について、議案第20号市道路線の認定について、議案第21号市道路線の変更について、議案第22号市道路線の変更について、議案第24号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第25号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、議案第31号平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第32号平成26年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第33号平成26年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）について、議案第39号平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について、議案第40号平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第41号平成27年度にかほ市ガス事業会計予算について、議案第42号平成27年度にかほ市水道事業会計予算についての18議案については、いずれも全員の賛成により可決しております。

また、陳情は別に5件付託されております。陳情第3号労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める陳情、陳情第4号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情、陳情第8号米価対策の意見書を求める陳情については、願意妥当として全員の賛成により採択に決しております。また、陳情第9号TPP交渉に関する陳情については、賛成多数により採択に決しております。また、陳情第7号農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情については、継続審査となっております。理由は、国の審議状況の推移を見ながら精査して判断をしたいとの理由です。

それでは、委員会での主な審査の内容について、議案ごとに報告させていただきます。

議案第16号にかほ市ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。給水人口を勘案しない最大給水能力はとの質問に、2万2,780立方メートルとなっていますとの答弁です。

議案第31号平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。施設管理委託料200万円の減とはどういうことかとの質問に、入札で行っているのです、その請負差額ですとの答弁です。

議案第41号平成27年度にかほ市ガス事業会計予算についてであります。平成22年度に借り入れた5,000万円は、元金は5年で返済ということだと思いましたが、まだ何も返済してないようですが、返済方法を教えてくださいとの質問です。答弁です。平成22年度末のガス事業会計の営業運転資金不足に伴う一般会計からの長期借入金5,000万円を、平成27年度において償還する予定でありましたが、平成27年度予算は赤字予算となりましたので、財政当局と協議の結果、償還を1年間延期することに

いたしました。このため平成27年度予算には、この償還の予算は計上しておりませんとの答弁です。また、同じく答弁です。返済資金には、遊休財産の売却と、象潟事務所ホルダー解体後の土地の売却価格が決まり次第、再度返済について協議していく方向ですとの答弁です。以上です。

●議長（菊地衛君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。4番佐々木正明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（4番佐々木正明君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 一般会計予算特別委員会に平成27年3月10日に付託になりました、議案第26号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について並びに議案第34号平成27年度にかほ市一般会計予算について、審査が終わりましたので報告します。

議案第26号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）については、全員の賛成により可決と決しております。

また、議案第34号平成27年度にかほ市一般会計予算については、賛成多数により可決と決しております。以上です。

●議長（菊地衛君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論・採決を行います。

初めに、議案第3号にかほ市の設置に伴い失効することとなる仁賀保町顕彰条例の経過措置を定める条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第3号の討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号にかほ市行政手続条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第4号の討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

初めに原案に反対者の発言を許します。5番奥山収三議員。

【5番（奥山収三君）登壇】

●5番（奥山収三君） 私は、議案第5号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対します。

理由として、現在のかほ市の現状を見ますと、少子高齢化が進む中、年金生活者が増大し、市民の生活は決して豊かとは言えません。また、少子化により人口減少は拡大する一方で、今後の税収も、減収こそすれ増えることなく推移することは、目に見えております。中には、TDKがかほ市の稲倉工場へ生産工場を増設の明るい話題もありますが、工場増設と同時に雇用が増加するわけでもありません。先日の市長の市政報告では、市内の経済状況について、一部の業種では回復しつつあるものの、建設業などは悪化が多く、今後の見通しは先行き不安になっていると報告もありました。さらに、ある機関の平成26年10月の景況調査によりますと、県内の状況で製造業関連は4月比で、ほぼ横ばいで推移しており、ほかの業種は、やや悪くなっている、かなり悪くなっているが半数近い状態であります。

このような経済状況の中、一部には報酬が低いから議員になる若い人が出てこないという話も聞かれますが、幸いに、にかほ市は若い方が議員になられ、精力的に一生懸命活躍されております。私は議員になるならないは、議員報酬の低い高いが問題ではなく、市政に対する情熱があるかないかが一番大事なことであると思っております。さらに、我々議員の原点は市民とともにあり、常に市民とともに市政を考え、市民の思いを市政に反映していくことが我々議員の使命であると思っております。景気の動向も定まらない時期に議員の報酬を引き上げることは、大方の民意に反します。引き上げは市民にまずはしっかり説明し、理解を得た上で行うべきで、時期は早い。

以上をもちまして、議案第5号に対し反対します。

●議長（菊地衛君） 次に原案に賛成者の発言を許します。16番宮崎信一議員。

【16番（宮崎信一君）登壇】

●16番（宮崎信一君） 議案第5号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成の討論を行いたいと思います。

そもそもこの議案の内容は、2年前から毎年行っている報酬等審議会の答申でございます。メンバーを入れかえて、今年と合わせて7回ほど開催されております。今年に入ってから1月の19日と23日に開催され、結論、答申が出てきたものであります。超スピードもありませんし、魂胆もございません。

最初に、これに先立って市内の会より配付物が出ております。さきに申したとおり、その内容にはかなりの誤りがありますので、訂正をさせていただきます。

先ほど申しましたとおり、開催日は2月ではなく1月19日、23日であり、これが初めてではなく2年前から審議されていることでもあります。

次に、審議員の10名中9名の賛成とありますが、正しくは10名中10名、いわゆる全会一致で決まったこととございます。

次に、他市との比較を重視しているとありますが、当局からは、最初からゼロベースでの提案となっていましたし、人口の多い少ないで議員の活動は変わりません。

何よりも一番驚いたのは、議員の出勤日数が1年60日前後という数字でございます。どこから出てきた日数かわかりませんが、審議会の中で当局から、また委員会の中でもございましたが、審議委員の質疑に対して答弁があり、議会運営委員長で年120日の出勤日数ということをお答えしております。それに加え、議員報告会等、会派の活動など、個人の活動もでございます。

今まで述べたことは、全て審議委員会並びに委員会の議事録に載っているものでございます。審議委員会では、慎重かつ公正公平に審議されていることがうかがえます。よって、この答申は十分、にかほ市民の代表の意見として賜るべきと考えます。

これをもって賛成の討論といたします。御清聴ありがとうございました。

●議長（菊地衛君） 次に原案に反対者の発言を許します。2番渡部幸悦議員。

【2番（渡部幸悦君）登壇】

●2番（渡部幸悦君） 私は、にかほ市議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の討論をいたします。

にかほ市特別職報酬等審議会ではありますが、にかほ市特別職報酬等審議会条例第3条では、審議会は委員10人以内をもって組織し、その委員は市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、必要の都度、市長が任命するとあります。今回の委員の中には、市の区域内の公共的団体等の代表者でない方が任命されており、この第3条の要件を満たしておりません。より具体的に申し上げますと、先ほど総務委員長の報告では、当局の解釈は、この団体の代表者とはその団体の長を指しているわけではないとのことでしたが、それがまかり通るでしょうか。間違った拡大解釈と言わざるを得ません。この第3条を読めば、団体の代表者とは、すなわち団体の長を指すものであることは明白であり、疑う余地はありません。つまり本議案は、この第3条の要件を満たしていないと考えざるを得ず、よって、にかほ市特別職報酬等審議会そのものが無効であると私は考えます。このような審議会の答申に基づいた議員報酬の改正案を認めることはできません。

以上の理由から、議案第5号についての反対をするものでございます。以上です。

●議長（菊地衛君） 次に原案に賛成者の発言を許します。18番佐藤元議員。

【18番（佐藤元君）登壇】

●18番（佐藤元君） 議案第5号について討論をいたします。

1月19日、23日と、二日間にわたって審議されました報酬等審議会の会議録を拝見し、それを参考にしながら、また、当局からの説明も受け2時間以上にわたって審査をした結果、過去のいきさつに

とらわれることなく、答申は尊重すべきものと判断をしたものであります。今後は答申の付記事項も含め、審議会にゆだねることが出たと認識をし、議案第5号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定は、適切と認め、賛成討論といたします。

●議長（菊地衛君） 次に原案に反対者の発言を許します。15番佐々木春男議員。

【15番（佐々木春男君）登壇】

●15番（佐々木春男君） 私は、議案第5号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてに反対の立場から発言いたします。

議員には、報酬のほかに手当や政務活動費や研修費なども用意されており、市民のための議員活動に不自由を来すほどの報酬額ではないと思っております。報酬額が低いので若い年齢層の方が立候補しづらいとの意見もあるようですが、昨年の当市の市議選では、若い方も立候補し、見事当選しております。仮にそういう方は極めてまれなケースだとしても、次の選挙のときからの増額でも決して遅いわけではありませんから、今回増額する必要はないと思います。今、増額する必要はないと思います。

市民の暮らしに照らしてはどうでしょうか。かけがえの年金は削減され、雇用は非正規やパートなどの労働条件がよくない雇用が多いと言われております。そんな中で、アベノミクスによる物価高、それに追い打ちをかけるように消費税の増税、公共料金の値上げ、新しいところでは、昨年、生活に一日も欠かすことのできない水道料金の値上げを市民にお願いしたことを忘れてはいけません。このように多くは国の悪政の影響により、若者から子育て世代、そしてお年寄りの世代まで暮らしが圧迫されております。また、県内各自治体の介護保険料を見るに、にかほ市の介護保険料の値上げも懸念されるものであります。このような状況の中での議員報酬増は、到底、市民の理解を得られるものではありません。特別職にしても、しかりであります。

よって、この議案第5号には反対するものであります。また、これに関連する予算に対しても同様の立場であることを表明し、討論といたします。

●議長（菊地衛君） 次に原案に賛成者の発言を許します。3番佐々木雄太議員。

【3番（佐々木雄太君）登壇】

●3番（佐々木雄太君） 議案第5号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今定例会に条例制定の案が当局から示される前に、市長の諮問により、議員報酬の額及び市長、副市長、その他付議事項として、教育長、企業管理者の給与の額について、世論を反映した公正な額を審議するための機関として、にかほ市特別職報酬等審議会が開かれ、さきの本会議場での当局説明並びに先ほど総務常任委員長の報告にもあったとおり、全会一致で平成27年1月26日に答申書が出されております。

まず基本的には、この報酬等審議会が出された答申に従うべきと考えます。一口に賛成と言いましても、市議会議員みずから自分たちの議員報酬に関して物申す立場にないことは、さきに申し述べておきます。しかしながら、その立場を踏まえつつ、なぜ賛成の意を表するのか、その考えを述べさせていただきます。

私自身、昨年4月に初当選をさせていただいてから、にかほ市議会議員として常に意識をして活動してきたのが、当たり前のことではありますが365日議員であるということです。本会議や委員会などへの出席は当然のことながら、市内各種行事への出席、イベントや地域活動への積極的参加、議員向け勉強会や各種団体が主催しているセミナー等への参加、国会議員秘書経験のつながりを生かし、情報収集のため上京し、国会議員の先生方への表敬訪問、秋田県議会や各市町村議会への傍聴、また、今現在秋田県内においても、各市町村議会に私と同世代の若手議員も多く存在し活躍しておりますが、そのメンバーが一堂に会しての勉強会も行っております。同じ秋田県内とはいえ、財政規模や人口規模は当然ばらばらではありますが、地域で抱える問題には共通点も多くあり、そういった問題への各市町村での様々な取り組みや動きなどの情報を、日ごろからお互い情報共有できるネットワークづくりにつながっております。さらに、秋田県内を飛び越え、秋田、青森、岩手の北東北3県の若手議員の勉強会もあり、参加をしております。議会開会中であっても休会日を利用するなど、可能な限り積極的にこうした様々な活動に参加していきます。これらの活動を通じ、常ににかほ市の実情と現状と向き合いながら、今のにかほ市に何が欠けているのか、何を大事にしていくべきかを考えさせられております。議員として私みずからの意思での活動ではありますが、こうした地道な活動が議員としての成長、勉強、情報収集の材料となっております。今、私は駆け出しの議員ではありますが、今後も幅広い活動を通じて、にかほ市の将来を模索し、より良い市政を目指していきたいと考えております。

まだたったの1年で、私が活動してきたことへの報酬を求めるわけでは決してございません。議員報酬を上げるということは、議員の仕事に対する市民の皆様からのプレッシャー、議員が議員の仕事にみずから課すプレッシャーと受けとめ、より良い市政を目指しての議会改革を今後も進めてまいります。一気にとはいきませんが、一歩ずつ確実にその一歩を進めていくことをお誓い申し上げ、今後も邁進する所存でございます。

最後にもう一つ、今後にかほ市を担っていく若い世代の方々にも、もっと政治に関心を持っていただきたい。そして若い世代の方々も、みずから手を挙げ、政治の世界へ飛び込んできていただきたい。そういった次世代へつなぐ体制づくりも、我々現職議員に課せられた大きな役割だと思えます。こうした願いも込めて、私の賛成討論とさせていただきます。

●議長（菊地衛君） 次に原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第5号の討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第6号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第6号の討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号にかほ市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第7号の討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

初めに原案に反対者の発言を許します。5番奥山収三議員。

【5番（奥山収三君）登壇】

●5番（奥山収三君） 私は、議案第8号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対します。

理由として、議員の皆さん、また市民の皆さんがよく御存じのとおり、ちょうど1年前の3月議会で問題となりました、指名業者と一部の団体に対する市長の対応により、新聞紙上を随分と騒がせ、しかも、にかほ市の名前に不名誉な印象を与えた出来事がありました。当時、議会でもその対応に大いに議論し、問責決議文を市長に出した次第です。その結果、市長は昨年6月議会において、みずからの給料を10分の2の減額で、期間はわずか半年間の条例改正案が提出され、可決されました。私は12月議会にさらなる減額期間延長の議案提出を期待する旨を伝えましたが、その提案もされることなく12月議会は終わり、12月いっぱい減額期間が解除されました。みずからの給料を減額し、その減額期間が解除され、ほんのわずか3ヵ月ほどしかたっていないのに、今度は給料引き上げですか。市民の皆さんがこれで納得しますか。市民の思いを考慮すれば、道義的、また常識的にどう考えてもあり得ることではありません。この議案を提案すること自体、考えられないことです。

繰り返しますが、引き上げなどは考えられない、あり得ないことです。このようなことでは、にかほ市の道徳や品性と全てが問われることになりかねません。よって、特別職報酬等審議会からの答申により提案されたこの議案に、強く反対します。

●議長（菊地衛君） 次に原案に賛成者の発言を許します。3番佐々木雄太議員。

【3番（佐々木雄太君）登壇】

●3番（佐々木雄太君） 議案第8号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

議案第5号で述べたとおり、本議案も特別報酬等審議会の全会一致の答申に基づき上程されており、条例改正上は問題ないと思います。しかし、平成26年3月に、横山忠長市長に対する問責決議全文をにかほ市議会より示されております。横山市長自身も、この問責決議文はみずからが在職期間中はついて回ってくる問題だということで、重く受けとめているとおっしゃっております。

地方創生元年と位置づけられている今般、これまで以上に横山市長のリーダーシップが試されます。こういった観点からも、我々議会としても今後引き続き横山市政の動向をチェックしてまいります。このことをあえて申し添えさせていただきます。議案第8号に対して賛成の立場からの討論とさせていただきます。

●議長（菊地衛君） 次に原案に反対者の発言を許します。2番渡部幸悦議員。

【2番（渡部幸悦君）登壇】

●2番（渡部幸悦君） 議案第8号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の討論をいたします。

反対の理由は、さきの第5号議案の反対討論で述べたとおりでございます。にかほ市特別職報酬等審議会条例第3条の要件を満たしていないというふうなことでございます。この審議会の答申に基づいた、市長及び副市長の給与を改定するという当局の提案を認めるわけにはまいりません。

市長は1年前の3月議会において問責決議を受け、その後の6月議会で半年間の減額を行いました。その問責決議には、市長は今回の一連の行為を誤ったものと認め、その責任の上に立ち、みずからの意を律することを厳しく求める、とあります。我々議員はその厳しく求めていかなければならない立場にあります。何しろその問責決議案を出したのは、私たち議員そのものであるからです。にもかかわらず、減額措置が終わってまだ問もないにもかかわらず、今回の改正を行おうとするのは、過去の問責決議に対する反省が全く認められず、誠に残念でなりません。

よって、本議案を反対するものです。以上です。

●議長（菊地衛君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第8号の討論を終わります。

午後2時09分 休 憩

午後2時16分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開します。

先ほどの発言を訂正して、登壇の上、再度発言を願います。渡部幸悦議員。

【2番（渡部幸悦君）登壇】

●2番（渡部幸悦君） 先ほどの答弁の中での訂正をいたします。「_____」
「_____」と言った部分を削除いたします。また、「_____」
「_____」ということも、
あわせて削除いたします。以上です。

●議長（菊地衛君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第9号の討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第10号にかほ市教育長の勤務時間等に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第10号の討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第11号の討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第12号の討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号にかほ市保育の実施に関する条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第13号の討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第14号の討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第15号の討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号にかほ市ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第16号の討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第17号の討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号市道路線の廃止についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第18号の討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号市道路線の廃止についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第19号の討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号市道路線の認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第20号の討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号市道路線の変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第21号の討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号市道路線の変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第22号の討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第23号の討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第24号の討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第25号の討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

所用のため暫時休憩をいたします。再開を2時45分といたします。

午後2時16分 休 憩

午後2時45分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続きます。

先ほどの渡部幸悦議員の討論の発言の中で訂正削除の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。そのように取り計らいます。

次に、議案第26号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第26号の討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第27号の討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第28号の討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成26年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第29号の討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成26年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第30号の討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第31号の討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第32号平成26年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第32号の討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成26年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第33号の討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成27年度にかほ市一般会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第34号の討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第35号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第35号の討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第36号の討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成27年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第37号の討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成27年度にかほ市簡易水道特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第38号の討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第39号の討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第40号の討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成27年度にかほ市ガス事業会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第41号の討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成27年度にかほ市水道事業会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第42号の討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号公の施設の利用に関する協議についての討論を行います。

初めに原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第43号についての討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員であります。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願（継続審査）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで請願第1号の討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。この請願は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第1号「集団的自衛権行使を容認した閣議決定に反対し、撤回を求める意見書」の採択等を求める陳情書について申し上げます。

既に同じ内容の請願が採択されておりますので、陳情第1号「集団的自衛権行使を容認した閣議決定に反対し、撤回を求める意見書」の採択等を求める陳情書は採択されたものとみなします。

次に、陳情第2号介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をめざす陳情の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第2号の討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第3号労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第3号の討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第4号の討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第5号集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情書について申し上げます。

既に同じ内容の請願が採択されておりますので、陳情第5号集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情書は採択されたものとみなします。

次に、陳情第6号沖縄県名護市辺野古新基地建設の中止を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

暫時休憩します。

午後3時00分 休 憩

午後3時01分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開します。

これで陳情第6号の討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、本件は原案についてお諮りします。この陳情は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めま

す。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立少数です。したがって、陳情第6号は、不採択とすることに決定をいたしました。

次に、陳情第8号米価対策の意見書を求める陳情の討論を行います。

初めに原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に原案に賛成者の発言を許します。14番鈴木敏男議員。

【14番（鈴木敏男君）登壇】

●14番（鈴木敏男君） 米価対策の意見書を求める陳情について、本陳情の趣旨を理解し、賛成をいたすものであります。

昨年12月の定例会では、米価の大幅な下落に伴っての農家経済に及ぼす懸念、さらには地域経済全体にその懸念は波及するだろうとの心配等々、同僚議員からの一般質問がありました。米価の下落の背景の一つには、米の消費量の落ち込みにあります。加えて新聞報道によれば、昨年が豊作だったことから、この秋には米の在庫が51万トンになるだろうと予測されているようであります。このことは、今後も生産の過剰基調が続き、それが米価を引き下げていくだろうとの心配があります。この課題を解決するには、生産者の努力だけではどうにもならず、国の対策が急務であります。当地域の主な米の品種は、ひとめぼれ、これが昨年には一昨年と比較すると27.3%の下落でした。1俵当たりの生産コストは、地代等を含めると約1万3,000円です。これでは、幾らコスト削減に努めても、面積を拡大すればするほど、作れば作るほど赤字になる計算であります。このように米価が下落し続ければ、生産者の経済を圧迫するのみならず、後継者不足をますます深刻化させ、さらには、まちの経済、また雇用の面でも、新たな課題の発生にもつながりかねません。それに、食糧自給率の低下に拍車をかけることは明らかであります。

本陳情趣旨にあるように、政府の米価そのものへの対策に具体的な施策は見えてこない今日の現状であります。したがって、本陳情には賛成をし、同僚議員皆さんの賛同をも期待するものであります。

●議長（菊地衛君） 次に原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで陳情第8号の討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第9号T P P交渉に関する陳情の討論を行います。

初めに原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に原案に賛成者の発言を許します。14番鈴木敏男議員。

【14番（鈴木敏男君）登壇】

●14番（鈴木敏男君） 陳情第9号のT P P交渉に関する陳情についても、賛成するものでございます。

政府の交渉に当たっては、米、麦、牛肉、豚肉などの5品目については、農家の暮らしを守るため関税撤廃を例外とし、それができない場合は交渉から離脱することなどを、衆参両院の農林水産委員会で決議をいたしております。もしこれが反故されれば、日本の農業は壊滅的な打撃を受けることになりかねません。試算では1兆円、あるいは6兆円の打撃になるだろうとも報じられています。1980年代後半に牛肉の自由化を行ったことがあります。その結果、牛肉の自給率は下がった例があります。

この18日の報道では、農林水産省の審議会が、今後10年間の農業政策の基本となる食料・農業・農村基本計画の案が示され、それによりますと、カロリーベースの食糧自給率の目標は従来の50%から45%に引き下げようであります。しかし、現状を見ますと自給率は39%であります。このまま5品目が自由化になれば、目標の食糧自給率の45%を達成できるかは甚だ疑問であります。その他、この交渉に当たってはデメリットの多いものも多くありまして、たくさんの国民の皆さん方が疑いの目を持っているわけであります。

交渉に当たっては、農林水産委員会決議を遵守すると国民に約束をしておるわけであります。この約束が守れないということになれば、やはり速やかに交渉から撤退するのが当然であります。したがって、私はこの陳情に賛成以外ありません。

●議長（菊地衛君） 次に原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで陳情第9号の討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第51、継続審査についてを議題とします。

産業建設常任委員長から、委員会において審査中の農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情については、会議規則第109条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、陳情第7号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第52、議提第1号集团的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定（閣議解釈）にもとづく改憲並びに法整備等を行わないことを求める意見書から日程第59、議提第8号にかほ市議会議員政治倫理条例制定についてまでの8件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

初めに、議提第1号について、12番小川正文議員の説明を求めます。12番。

【12番（小川正文君）登壇】

●12番（小川正文君） 議提第1号集团的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定（閣議解釈）にもとづく改憲並びに法整備等を行わないことを求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

平成27年3月18日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員小川正文、賛成者、にかほ市議会議員鈴木敏男、同じく佐々木雄太、同じく伊藤竹文、同じく宮崎信一、同じく佐藤元。

意見書の内容については御一読くださるようお願いをいたします。

意見書の提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長、内閣法制局長官となっております。以上です。

●議長（菊地衛君） これから議提第1号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第1号についての質疑を終わります。

これから議提第1号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第1号の討論を終わります。

これから議提第1号集团的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定（閣議解釈）にもとづく改憲並びに法整備等を行わないことを求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第1号集团的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定（閣議解釈）にもとづく改憲並びに法整備等を行わないことを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第2号について、9番市川雄次議員の説明を求めます。9番市川議員。

【9番（市川雄次君）登壇】

●9番（市川雄次君）では、議提第2号です。介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善を求める意見書です。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年3月18日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員市川雄次、賛成者、にかほ市議会議員佐々木春男、同じく渡部幸悦、同じく佐々木平嗣、同じく伊東温子、同じく加藤照美でございます。

内容につきましては次のページを見ていただければと思います。

記のところになりますが、1、介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をはかることという内容になっております。

提出先については、内閣総理大臣と厚生労働大臣になります。以上です。

●議長（菊地衛君）これから議提第2号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君）質疑なしと認めます。これで議提第2号についての質疑を終わります。

これから議提第2号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君）討論なしと認めます。これで議提第2号の討論を終わります。

これから議提第2号介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君）起立全員です。したがって、議提第2号介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第3号から議提第6号について、10番佐々木弘志議員の説明を求めます。10番。

【10番（佐々木弘志君）登壇】

●10番（佐々木弘志君）議提第3号労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年3月20日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員佐々木弘志、賛成者、にかほ市議会議員飯尾明芳、同じく佐藤文昭、同じく伊藤知、同じく佐々木正明、同じく奥山収三でございます。

内容につきましては皆さんに配付されておりますとおりでございますので、御一読いただいていると思います。

意見書提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

続いて、議提第4号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年3月20日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員佐々木弘志、賛成者、にかほ市議会議員飯尾明芳、同じく佐藤文昭、同じく伊藤知、同じく奥山収三、同じく佐々木正明でございます。

内容につきましては皆さんに配付されておりますとおりでございますので、御一読いただいていると思います。

意見書提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

続いて、議提第5号米価対策を求める意見書についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年3月20日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員佐々木弘志、賛成者、にかほ市議会議員飯尾明芳、同じく佐藤文昭、同じく伊藤知、同じく奥山収三、同じく佐々木正明でございます。

こちらの内容につきましても皆さんに配付されておりますとおりでございますので、御一読いただいていると思います。

意見書提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣でございます。

続いて、議提第6号TPP交渉に関する意見書についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年3月20日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員佐々木弘志、賛成者、にかほ市議会議員飯尾明芳、同じく佐藤文昭、同じく奥山収三、同じく佐々木正明でございます。

こちらの内容につきましても皆さんに配付されておりますとおりでございますので、御一読いただいていると思います。

意見書提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、TPP担当国務大臣。以上でございます。

●議長（菊地衛君） これから議提第3号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第3号についての質疑を終わります。

次に、議提第4号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第4号についての質疑を終わります。

次に、議提第5号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第5号についての質疑を終わります。

次に、議提第6号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第6号についての質疑を終わります。

これから議提第3号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第3号の討論を終わります。
これから議提第3号——暫時休憩します。

午後3時22分 休 憩

午後3時23分 再 開

- 議長（菊地衛君） 再開します。

これから議提第3号の採決をいたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（菊地衛君） 起立全員であります。したがって、議提第3号労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第4号の討論を——訂正します。議提第3号が可決されました。（該当箇所訂正済）

次に、議提第4号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第4号の討論を終わります。

これから議提第4号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（菊地衛君） 起立全員であります。したがって、議提第4号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第5号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第5号の討論を終わります。

これから議提第5号米価対策を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第5号米価対策を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第6号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第6号の討論を終わります。

これから議提第6号T P P交渉に関する意見書を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議提第6号T P P交渉に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

所用のため暫時休憩いたします。

午後3時25分 休 憩

午後3時59分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま行われた議会運営委員会の報告を求めます。3番佐々木雄太議員。

【議会運営副委員長（3番佐々木雄太）登壇】

●議会運営副委員長（佐々木雄太君） 先ほど議会運営委員会を行いましたので、御報告いたします。

議提第7号、8号の提案者である伊藤知議員が早退いたしましたので、提案説明者を新たに決定するため協議いたしました。

協議の結果、私が提案説明することに決定いたしましたので御報告いたします。以上です。

●議長（菊地衛君） 議会運営副委員長に質疑を許します。16番宮崎議員。

●16番（宮崎信一君） 提出説明者が副委員長ということで理解はいたしましたが、そうすると、この提出、我々に来ております、配付になっておりますもので、この名前のおおりでよろしいということで、条例とかうんぬん、そのあたりもちょっと説明願えますか。

●議長（菊地衛君） はい。

●議会運営副委員長（佐々木雄太君） 何ら問題なく、そのとおりに進めていきたいと思っております。

●議長（菊地衛君） ほかに。19番佐藤文昭議員。

●19番（佐藤文昭君） 私、全員協議会の場でも申し上げましたけども、この政治倫理条例についてはですね、特に第3条の政治倫理基準について、1、2、3はよろしいんですが、4、5は、私はこの文章を削除することが、今回の倫理条例案に沿うものと思いますので、そこら辺を議会の中でもっと深く議論していかなければならない大事な問題でございますので、そこらについてどういうふうに解釈しますか。

●議長（菊地衛君） はい、佐々木雄太議員。

●議会運営副委員長（佐々木雄太君） あくまでもその点に関しては、議会運営委員会では協議をしておりませんでした。

●議長（菊地衛君） 佐藤文昭議員。

●19番（佐藤文昭君） 協議していないということでなくして、これまでもこの条例について議会運営委員会ですらいろいろ協議してきたと思いますから、そこら辺の解釈と、そしてもう一つはですね、これあくまでも議員提案でございますので、議会運営委員会の委員が名を連ねて賛成者にいないと

いうことは、みずから議員提案のものは執行されても非常にうまくいかないと思いますので、そこ点をお願いします。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●議会運営副委員長（佐々木雄太君） 先ほど開催されました議運の中では、その点に関しては協議されておりません。

●議長（菊地衛君） ほかに。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

午後4時03分 休 憩

午後4時04分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開いたします。

次に、議提第7号及び議提第8号について、提案説明の後、申し合わせにより質疑・討論を省略し採決を行います。

議提第7号及び議提第8号について、3番佐々木雄太議員の説明を求めます。3番。

【3番（佐々木雄太君）登壇】

●3番（佐々木雄太君） 提案者が所用のため早退したため、賛成者の私がかわりに提案をさせていただきます。

議提第7号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年3月20日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員伊藤知、賛成者、にかほ市議会議員佐々木雄太、同じく市川雄次、同じく小川正文、同じく伊東温子、同じく佐々木春男、同じく佐藤元でございます。

内容につきましては、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と合わせ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたため、にかほ市議会委員会条例第21条中、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」と定めるものであります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、経過措置を設けております。以上です。

続いて、議提第8号にかほ市議会議員政治倫理条例制定についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年3月20日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員伊藤知、賛成者、にかほ市議会議員佐々木雄太、同じく市川雄次、同じく伊東温子、同じく佐藤元、同じく佐々木春男でござ

ざいます。

条例の趣旨・内容等につきましては、これまで議会運営委員会、会派代表者会議、全員協議会等で議論してまいりましたので、皆様御理解をいただいているものと思います。

にかほ市議会基本条例第25条第2項の規定に基づきまして、にかほ市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される議会、そして市政の発展に寄与することを目的とするものでございます。以上です。

●議長（菊地衛君） これで議提第7号及び議提第8号についての説明を終わります。

これから議提第7号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第7号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第8号にかほ市議会議員政治倫理条例制定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議提第8号にかほ市議会議員政治倫理条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第60、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第1回にかほ市議会定例会を閉会します。

どうも御苦労さまでした。

午後4時09分 閉 会